

## 第 1 号事業の対象者に係る市長が別に定める基準

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 6 条第 2 項の市長が別に定める基準は次のとおりとする。

### 1 第 6 条第 1 項第 1 号に該当するもののうち次に掲げるもの

- (1) 認定調査票もしくは医師の意見書の認知症自立度がⅡ以上又は認知症と診断されているもの
- (2) 認定調査票もしくは医師の意見書の障害自立度がランク B 以上であるもの
- (3) 退院 6 カ月以内で状態が変化しやすいもの
- (4) ターミナルケアが必要であるもの
- (5) 疾病その他の原因により、状態が変化しやすいもの
- (6) 訪問介護で身体介護が必要なもの
- (7) 訪問介護で週 3 回訪問が必要なもの（要支援 2 認定者に限る）
- (8) その他、特段の事情により訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスが必要と判断されるもの
- (9) 居住している日常生活圏域内に利用可能な訪問型サービス A、通所型サービス A がないもの。ただし平成 31 年 3 月 31 日までの経過的措置とする。

### 2 第 6 条第 1 項第 2 号に該当するもののうち次に掲げるもの

- (1) 居住している日常生活圏域内に利用可能な訪問型サービス A、通所型サービス A がないもの。ただし平成 31 年 3 月 31 日までの経過的措置とする。